

仙台市民間賃貸住宅入居支援制度実施要綱

(平成18年6月1日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅入居支援制度（住宅確保困難世帯の居住の安定の確保に資することを目的として、市及び不動産関係団体等の関係機関が連携し、住宅確保困難世帯に対して民間賃貸住宅の情報の提供その他の入居支援（以下「入居支援」という。）を行う制度。以下「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 住宅確保困難世帯 家賃等の負担能力があるにもかかわらず保証人を立てることができないために住宅の確保が困難な者及びその世帯をいう。
- 二 不動産関係団体 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部をいう。
- 三 協力会員 本制度に協力する不動産取引業者で第5条第4項の規定により登録されたものをいう。
- 四 民間賃貸住宅 協力会員が取り扱う賃貸住宅をいう。
- 五 家賃等債務保証 住宅確保困難世帯と協力会員との間で締結される民間賃貸住宅に係る賃貸借契約について、住宅確保困難世帯が協力保証会社に対して必要な保証料等を支払うことにより、協力保証会社が住宅確保困難世帯の債務の保証をすることをいう。

(入居支援における協力体制)

第3条 市、不動産関係団体及び協力会員は、互いに協力し、連携を図りながら入居支援を行うものとする。

(不動産関係団体との協定)

第4条 市長は、入居支援を円滑に実施するため、不動産関係団体と協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 不動産関係団体は、所属する不動産取引業者の中から協力会員を推薦し、次に掲げる事項を市長に報告すること
 - イ 協力会員の名称及び所在地
 - ロ 協力会員の代表者の氏名及び免許番号
 - ハ その他市長が必要と認める事項
- 二 不動産関係団体は、所属する不動産取引業者に対し、本制度の目的及び内容について広く周知を図ること
- 三 その他市長が必要と認める事項

(協力会員の登録)

第5条 市長は、不動産関係団体から推薦された不動産取引業者を協力会員とするものとする。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、適当であると認める不動産取引業者を協力会員とす

ることができる。

3 不動産関係団体は、推薦にあたり協力会員推薦書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により協力会員とした不動産取引業者を、協力会員名簿(様式第2号)に登録するとともに、その旨を通知するものとする。

(協力会員情報の提供等)

第6条 市長は、民間賃貸住宅への入居を希望する住宅確保困難世帯からの相談に対して、本制度についての十分な説明を行い、協力会員の情報を提供するとともに、本制度を適切かつ有効に利用するために必要な助言をするものとする。

(相談内容等の記録)

第7条 市長は、住宅確保困難世帯からの相談の内容について、相談・報告内容記録簿(様式第3号)に記録するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

附 則(平成28年3月25日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(令和4年3月8日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。